

申告が必要な方

平成23年1月1日現在市内に住所のある方で、次に該当する方は申告が必要です。

■事業所得(営業、農業など)、不動産所得(借地料、家賃など)、雑所得があった方

■給与所得(アルバイト代や専従者給与も含みます)があった方で次の項目に該当する方

・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
・平成22年中に退職し、再就職していない方
・給与以外に所得のある方(20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない方も住民税の申告は必要になります)

・2力所以上から給与の支払いを受けている方

■市外在住者の税法上の被扶養者になっている方

■医療費控除の適用を受ける方(年間10万円以上、あるいは所得金額の5%以上の医療費の支払いがある方)

■寄附金控除の適用を受ける方
■初めて住宅ローン控除の適用を受ける方

※収入がない方や障害年金、遺族年金のみの方も申告が必要です。この場合は、お電話でも結構です。

申告に必要なもの

※国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている場合は、所得の状況により保険税(料)の軽減を受けることができますが、申告していないと、軽減を受けることができません。また、介護保険についても高い所得段階での保険料となります。

■平成22年中の所得の分かるもの

・給与、年金などの源泉徴収票
・給与明細書または事業主の証明書
・事業所得、不動産所得などは収支内訳書など

■国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの支払証明書

※社会保険料控除の適用を受ける場合は、日本年金機構が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

■医療費控除の適用を受ける方は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの

■障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳または証明書

■勤労学生控除の適用を受ける方は、学生証または在学証明書

■所得税還付申告を受ける方は、本人の通帳で口座番号が分かるもの
■印鑑

【医療費明細書作成例】

医療を受けた方	続柄	病院・薬局の名称	支払った医療費	左記のうち、生命保険や社会保険で補てんされる金額
都留 太郎	本人	〇〇病院	26,350円	
		☆☆クリニック	65,500円	23,000円
		△△薬局	52,600円	
		交通費(420円×2(往復)×15日間)	12,600円	
都留 花子	妻	〇〇病院	5,800円	
		△△薬局	13,400円	
合 計			176,250円	23,000円

※通院のための交通費は原則、バス・電車などの公共交通機関のみが対象となります。

医療費控除を受ける方

事前に領収書を集計し、明細書を作成してお越しく下さい(左表の作成例をご参考ください)。

住民税の住宅借入金等特別税額控除

平成11年から18年までの間に同居した方で、税源移譲に伴い、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方は、控除しきれなかった額を個人住民税から控除する経過処置があります(申告不要、左図参照)。

※平成11年から18年までの間に同居した方で、山林所得、退職所得を有する方、所得税に平均課税を行っている方は、異なる控除額が適用される場合があります。控除の適用には、申告が必要です。

平成21年から25年までの間に同居した方について所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除する新たな制度が創設されました(申告不要)。

税源移譲に伴う住宅ローン控除イメージ

